

# 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業

在宅の重症心身障害児(者)に対し、訪問看護師を派遣し一定時間看護(介護)をすることにより、本人の健康の保持を図り、家族の介護負担を軽減します。

次の①～③全ての要件を満たす方  
①18歳に達する日までの間に、愛の手帳1度または2度程度の知的障害を有し、かつ、身体障害の程度が1級または2級(自ら歩くことができない程度)の肢体不自由に限る(身体障害者手帳を有する者)  
②家族などから在宅介護を受けて生活している者  
③訪問看護サービスによる医療的ケアを受けている者  
詳しくはお問い合わせください。  
障害者福祉課相談支援係  
☎(3546)6032  
FAX(3544)0505

# 自然エネルギー・省エネルギー機器等導入費助成

区では、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減するため、自然エネルギー機器や省エネルギー機器の普及を進めています。  
◎機器などの導入前に申請してください。

### 対象

区民、区内マンション管理組合、区内中小企業者など  
対象建物  
住宅、共同住宅、事業所  
対象機器など

### 別表1のとおり

平成28年度から、LED誘導灯器具が助成対象機器に追加されました。

詳しくは、区のホームページをご覧ください。  
お問い合わせください。  
環境推進課温暖化対策推進係  
☎(3546)5628

別表1 助成対象機器および助成額など

対象機器	建築物	対象者	一般助成		上乘せ助成(中央エコアクトの認証を受けている場合)		
			助成単位	限度額	助成単位	限度額	
自然エネルギー機器 太陽光発電システム	住宅	居住者	出力1kW当たり100,000円	350,000円	出力1kW当たり150,000円	420,000円	
	共同住宅(共用部)	管理組合 共同住宅所有者	出力1kW当たり100,000円	1,000,000円	-	-	
	事業所	中小企業者など	出力1kW当たり100,000円	1,000,000円	出力1kW当たり150,000円	1,200,000円	
ソーラーシステム			集熱器面積1m <sup>2</sup> 当たり16,500円	150,000円	集熱器面積1m <sup>2</sup> 当たり25,000円	180,000円	
省エネルギー機器 ガスエンジン給湯器(エコウィル) 燃料電池給湯器(エネファーム) 高反射率塗料など(屋上用高反射率塗料、窓用日射調整フィルム、窓用コーティング材) LEDランプ・LED誘導灯器具 事業所用省エネルギー機器(エアコンディショナー、LEDランプ・LED誘導灯器具、高反射率塗料など)	住宅	居住者	導入費の20%	150,000円	導入費の35%	180,000円	
	共同住宅(共用部)	管理組合 共同住宅所有者	導入費の20%	650,000円	-	780,000円	
				100,000円		120,000円	
	事業所	中小企業者など	導入費の20%	200,000円	700,000円	-	-
					400,000円		500,000円

# 福祉センター利用案内

福祉センターでは、障害のある方の福祉の増進を図るため、相談・指導・訓練事業や各種講習会の開催および施設の提供などを行っています。

### 各種相談および事業

### 別表2のとおり

### 講習・講座

障害のある方の趣味と教養を高めるとともに、障害に対する理解を深め、相互の交流を図るため、書道、陶芸、要約筆記および手話などの講習・講座を行っています。

講習の日程は「区のおしらせ 中央」などでお知らせします。

### 施設の提供

### ・会議室など

平日のほか土・日曜日、夜間(日曜日を除く)も利用できます。

### ・浴室

家庭または公衆浴場での入浴が困難な障害のある方に、家族などの介助により入浴できる浴室を提供しています。利用は、1人週1回です。

### ・内職あっせん

自宅で内職を希望する方に、装飾用小物の製作などをあっせんしています。

別表2

事業名	利用できる方	内容	
基幹相談支援センター	障害のある方、その家族など	障害に関する総合的・専門的な相談支援	
こどもの発達相談・指導	0歳から高校生まで、心身の発達上の相談・指導を必要とする児童・家族など(新規は原則として就学前まで)	相談・指導 心理療法・理学療法・作業療法・言語療法	
放課後等デイサービス	日中において特別に支援などが必要な区内在住の小学生から高校生までの児童(ただし、医療的なケアが必要な児童を除く)	・社会生活適応訓練 ・文化的活動 ・日常生活訓練	
児童発達支援(幼児室)	就学前の児童	・日常生活訓練 ・集団適応訓練	
保育所等訪問支援	18歳未満の身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童	訪問支援員による保育所・学校などの職員への助言・支援	
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童または利用者の保護者	-	
自立訓練(機能訓練)	65歳未満の身体に障害のある方(ただし、言語療法のみ65歳以上も可)	・機能回復訓練 ・理学療法 ・作業療法 ・言語療法 ・社会適応訓練 ・健康指導	
就労継続支援(B型)	18歳以上の障害のある方(主に知的障害のある方)	就業に必要な作業および生活指導	
特定相談支援	障害福祉サービスなどを利用する障害のある方	・基本相談支援 ・計画相談支援	
地域活動支援センター	成人室	18歳以上で身体・知的に障害のある方	・生活訓練 ・社会適応訓練
	機能訓練フォローアップ事業	福祉センターの自立訓練を終了した、身体に障害のある方	地域生活支援サービスの支給決定を受けた方 機能回復訓練 理学療法・言語療法(音楽療法)

別表3

室名	定員	利用できる方
会議室(洋室)	60人	区内に居住している障害のある方およびその保護者・区内の障害者団体・区内の障害者ボランティア団体
録音室	-	
団体・ボランティア室(洋室)	-	

### ふれあい作業所

働く意思と能力のある高齢の方や障害のある方などにタオル・ハンカチの袋入れなどの仕事を提供しています。

### 事業者の方へ

福祉センター作業室(就労継続支援(B型))およびふれあい作業所

あい作業所では、簡易な仕事を募集しています。また、内職として家庭でできる仕事も募集しています。

### 福祉バスの運行

各種訓練に通所する方や講習・講座に参加する方などを対象に、リフト付バスを運行

しています。  
福祉センター管理係  
☎(3545)9311  
FAX(3544)0888  
・仕事の提供について  
ふれあい作業所  
☎(3532)1577  
FAX(3532)1568